

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和四年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後				改正前				
備考 (略)	(略)	九十				(略)	九十			
	(略)	(略)	進チー	島サミ	策局広	地域政	発課	総務局	機 関	(略)
	(略)	(略)			政策監	は担当	課長又	出納員	(略)	
	(略)	(略)				(略)	委任事務	(略)	別表第二(第四条の二、第八条関係)	
備考 (略)	(略)	九十				(略)	九十			
	(略)	(略)				発課	総務局	機 関	(略)	
	(略)	(略)				監	課長又	出納員	(略)	
	(略)	(略)				(略)	委任事務	(略)	別表第二(第四条の二、第八条関係)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。